2　競争参加資格
⑴　開発札幌第６号の２⑴に同じ。
⑵　平成25・26・27年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の販売」においてＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　開発札幌第６号の２⑶に同じ。
⑷　当該購入物品に係る納入実績があることを証明した者であること。
⑸　開発札幌第６号の２⑹に同じ。
⑹　開発札幌第６号の２⑺に同じ。
⑺　開発札幌第６号の２⑻に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　開発札幌第６号の３⑴に同じ。
⑵　開発札幌第６号の３⑵に同じ。
⑶　開発札幌第６号の３⑶に同じ。
⑷　電子入札システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　平成26年７月８日12時00分
⑸　電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成26年７月28日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成26年７月29日14時00分　北海道開発局札幌開発建設部入札室
4　その他
⑴　開発札幌第６号の４⑴に同じ。
⑵　開発札幌第６号の４⑵に同じ。
⑶　開発札幌第６号の４⑶に同じ。
⑷　開発札幌第６号の４⑷に同じ。
⑸　開発札幌第６号の４⑸に同じ。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　開発札幌第６号の４⑺に同じ。
⑻　開発札幌第６号の４⑻に同じ。
⑼　開発札幌第６号の４⑼に同じ。
5　Summary
⑴　The same with the notice above (No. 6)
⑵　Classification of the products to be procured : 5
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Tires for road maintenancemachines, snowplows, and cars (unitpricecontract) : 1 set
⑷　Delivery period : From 30 July 2014 through 27 March 2015
⑸　The same with the notice above (No. 6)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　The same with the notice above (No. 6)
②　have Grade A, B or C in terms of the qualification for participating in tenders of the “sale of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2013・2014・2015
③　have proven to have actually delivered the products concerned
④　The same with the notice above (No. 6⑸)
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 8 July 2014
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 28 July 2014
⑼　The same with the notice above (No. 6)

○開発札幌第10号（№10）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　77
⑵　購入等件名及び数量
調査船弁天丸定期整備　一式（電子入札対象案件）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期限　平成27年３月20日
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
⑺　開発札幌第６号の１⑺に同じ。
2　競争参加資格
⑴　開発札幌第６号の２⑴に同じ。
⑵　平成25・26・27年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」においてＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　開発札幌第６号の２⑶に同じ。
⑷　当該業務又はこれと同等の業務等に関わる履行実績等があることを証明した者であること。
⑸　開発札幌第６号の２⑹に同じ。
⑹　開発札幌第６号の２⑺に同じ。
⑺　開発札幌第６号の２⑻に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　開発札幌第６号の３⑴に同じ。
⑵　開発札幌第６号の３⑵に同じ。
⑶　開発札幌第６号の３⑶に同じ。
⑷　電子入札システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　平成26年７月８日12時00分
⑸　電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成26年７月28日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成26年７月29日14時00分　北海道開発局札幌開発建設部入札室
4　その他
⑴　開発札幌第６号の４⑴に同じ。
⑵　開発札幌第６号の４⑵に同じ。
⑶　開発札幌第６号の４⑶に同じ。
⑷　開発札幌第６号の４⑷に同じ。
⑸　開発札幌第６号の４⑸に同じ。
⑹　開発札幌第９号の４⑹に同じ。
⑺　開発札幌第６号の４⑺に同じ。
⑻　開発札幌第６号の４⑻に同じ。
⑼　開発札幌第６号の４⑼に同じ。
5　Summary
⑴　The same with the notice above (No. 6)
⑵　Classification of the services to be procured : 77
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Fixed maintenance the survey ship “Benten maru” : 1 set
⑷　Fulfillment period : 20 March 2015
⑸　Fulfillment place : The place specified by the Obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　The same with the notice above (No. 6)
②　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders of the “offer of services etc.” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2013・2014・2015
③　have proven to have actually executed the services concerned or the services with performance similar to that of the services concerned
④　The same with the notice above (No. 6⑸)
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 8 July 2014
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 28 July 2014
⑼　The same with the notice above (No. 6)